

鹿児島県の宿泊施設感染防止対策認証制度に係るQ & A

2021/8/18

No.	質問	回答
(1) 認証制度について		
1	「新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」とはどのような制度か。	必要な感染防止対策が行われた宿泊施設を県が認証することにより、利用者への安心と信頼を確保するとともに、県民や観光客等の利用促進を通じた経済活動の早期回復を後押しすることを目的とした制度です。
2	認証の取得は義務か。	認証の取得は義務ではありませんが、各施設においては、認証基準や業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
3	認証を取得するとどのようなメリットがあるか。	認証を取得することにより、利用者に必要な感染防止対策が行われている施設であるという安心と信頼を提供することができると思います。 また、認証を受けた施設については、県HP等にその情報を掲載し、周知を行います。
4	認証には、費用がかかるか。	認証申請に要する費用は、無料です。 ただし、申請書等の作成・提出に係る郵送料や通信料は申請者負担となります。
5	認証に有効期間はありますか。	認証の有効期間は2年間です。 制度の運用については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等をふまえ必要な見直しを行う予定です。
6	認証を取得すれば、新型コロナウイルス感染症の発生は必ず防げるか。万が一クラスターが発生した場合は県も責任を負ってくれるのか。	県の認証は、一定の新型コロナウイルス感染防止対策を講じていることを確認し、認証する制度です。 感染防止には「施設設備」、「事業者・従業員の取り組み」、「利用者の協力」などの複合的な対策が必要です。 そのため、認証を取得すれば、必ず発生を防げるものではありませんが、必要な感染防止対策を実施することで、発生リスクを下げることができると思います。 なお、認証施設でクラスターが発生した場合でも、県が責任を負うことはありません。
7	どのような施設に対して認証が与えられるのか。	対象となる施設は、鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度実施要綱第2条に規定したとおり、宿泊業に属する事業者が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするものとしています。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設等は除きます。

8	認証の基準は、県が新たに作成したとのことだが、急に対応するのは難しいのではないか。	県で作成した認証の基準に関するチェックリストは、令和2年5月14日付（同年12月24日一部改正）で業界団体が作成したガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本日本シティホテル連盟）を基本とし、専門家にも意見をいただき作成しました。また、対策内容についても、同ガイドラインとほぼ同様の内容となっています。認証を取得されるか否かに関わらず、業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。
9	認証を取得するには、必ず認証基準の全てを満たす必要があるか。	認証を取得するには、原則、必須項目の全てを満たす必要があります。ただし、例えばビュッフェに関する必須項目は、ビュッフェを実施していない施設では満たす必要はありません。
10	認証取得に向けて対策をとろうと思うが、取り組むべき対策内容は今後も変わらないか。	認証基準は、現在の新型コロナウイルスの性質や流行状況等をふまえ作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。
11	認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどうなるのか。	認証基準の変更・追加がある場合は、その内容は、ウイルスの性質の変化や流行状況等に応じたものとなります。現時点では対応は未定ですが、感染防止という観点から、一般的には既に取得した認証を維持するには、変更・追加された内容に適合することが必要になると想定されます（一定期間の猶予措置が設けられることもあります。）。
12	新型コロナウイルス感染症が終息した後、認証制度はどうなるのか。	認証制度は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等をふまえ必要な見直しを行う予定です。
(2) 申請手続き等について		
1	認証申請には、どのような書類が必要か。	認証申請には、申請書、認証基準チェックリスト、営業許可書の写しが必要です。
2	認証申請は店長や支配人の名義で行えば良いか。	認証申請は、宿泊施設の営業許可証に記載されている営業者の名義で行ってください。
3	複数の施設を経営している場合、申請はまとめてできるか。	申請はまとめて行うことができますが、チェックリストは施設ごとに作成していただきます。
4	既に飲食店の認証を受けているが、宿泊施設について改めて申請する必要があるか。	各業界のガイドラインをもとに審査の基準を設け、認証していますので、改めて宿泊施設として申請いただく必要があります。

5	ホテル内に飲食店があれば、宿泊施設の認証の対象となるか。	宿泊者のみが利用する場合は宿泊施設の認証の対象となります。 一方、施設内に宿泊者以外の不特定多数の方々が利用する食堂、レストラン等を設置している場合は、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の対象となりますので御注意ください。
(3) 実地調査について		
1	実地調査の所要時間はどのくらいか。	約1時間～1時間30分を予定しております。
2	実地調査はいつ行われるのか。 (抜き打ちで訪問されることがあるのか。)	事務局にて調整の上、事前にご連絡を致します(申請書記入の担当者様宛)。調査当日は対策内容を説明できる方の立会をお願いします。
3	実地調査の際、チェックリスト項目を全て確認されるのか？	原則、該当する全ての項目を確認します。 なお、当日現地で確認できない事項(ビュッフェ提供の様子、送迎車など)については、写真をご用意いただくこととしています。
4	実地調査はどのようなものか。	実地調査では、アクリル板や消毒液の設置や配置場所、注意喚起の掲示物など、申請された内容どおりかを施設に伺い確認します。 その他、感染対策の取組内容等について、口頭でお聞きしますので、調査時に対策内容を説明できる方の立会をお願いします。
(4) 感染防止対策について		
1	入店にあたってマスク着用をお願いしているが、利用者がマスクを持参していなかった。どう対応すればよいか。	利用者に説明のうえ同意を得たうえで、施設で用意したマスクを提供する対応が考えられます。
2	発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示するとされているが、現場で利用者の健康状態を確認する場合、どのように行えばよいか。	入場の際に非接触型体温計を利用した検温の実施や従業員による口頭での健康状態の確認などが考えられます。
3	テーブルのパーティションの配置方法や要件について教えてほしい。	パーティションの配置方法は、目を覆う程度の高さ以上、机と同じ幅以上、隣接する人と正面と側面を遮蔽することが基本です。 なお、配置のポイントについては、HP「認定基準(チェックリスト)」にございます、「補足」の最終ページをご確認ください。(現在準備中です)
4	パーティションの材質について制限はありますか。	パーティションは、飛沫感染対策として設置を求めています。材質に特別な制限はありませんが、最低限、飛沫を拡散させないための一定の強度、付着した飛沫定期的な清掃・消毒に耐えられる材質が必要です。

5	アルコール消毒液やパーティションを設置するにあたって注意すべき点はあるか。	アルコール消毒液の設置は、必要な時にすぐに手指消毒ができるよう席の近くに配置することとしており、可能であればテーブルごとに設置してください。 一方で、誤って口や目、飲食物に入らないよう設置位置に注意が必要です。 また、アルコール消毒液は引火性、アクリル板は可燃性であることから、火気に十分に注意して配置、使用する必要があります。
6	現在休館中だが、実地調査はどのタイミングになるか。	休館中の申請でもいいが、実地調査については、営業再開後の対応となる為、認証が遅くなる可能性があります。（基本的には申請後1か月以内の実地調査だが、例外となる可能性がある）
(5) 「認証基準チェックリスト」について		
1	「チェックリスト」に関して詳細を確認をした	専用HPの「補足」欄を作成中です。随時更新致しますので、HPにてご確認下さい。
(6) 「申請時の提出書類」について		
1	営業許可証記載の代表者氏名と現在の代表者氏名が異なるが、どうしたらよいか。	営業許可証と変更申請書（行政の押印後のもの）を併せてご提出ください。
(7) 認証取得後について		
1	認証を受けた施設の情報は、県民に提供されるのか。	認証を受けた施設の情報は、専用HP等に掲載し、情報提供いたします。
2	認証が取り消しになるケースはあるか。	認証施設が認証の要件（認証基準等）を満たさなくなった時や対策を怠り感染者を発生させた時、その他調査員が行う感染防止対策の実施状況の調査を正当な理由無く拒んだ時等には認証が取り消される場合があります。
3	認証取得後も、認証基準を満たしているか確認するため、調査員が来ることはあるのか。	感染防止対策が実施されていない疑いがある場合や特定の地域で流行が認められる場合等、必要に応じて感染防止対策の実施状況を確認に伺う場合があります。
4	認証ステッカー・ポスターを汚損、紛失してしまったがどうすれば良いか。	認証ステッカー・ポスターは、大切に保管・使用されるようお願いいたします。 なお、認証ステッカーが著しく劣化する等、使用に耐えない場合はお問い合わせください。
5	認証を取得した際の営業者の法人名が変わったが、手続きは必要か。	同一法人での名称変更の場合は、変更の事実を証する書類（変更後の名称が記載された営業許可証の写し又は登記事項証明書）を添えて、変更届を提出してください。 なお、営業者が別法人や個人に変わる場合は、あらためて認証申請が必要となります。
6	認証取得後に、施設を改装したが、手続きは必要か。	当初の認証内容と同一性が認められないような変更（大幅な改装等）の場合は、あらためて認証申請が必要です。